

働く世代のスポーツ活動支援事業への補助

働く世代（30～50代）、特に女性のスポーツ機会の創出に積極的に取り組む県内事業所、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ・レクリエーション関係団体に対し、運動しやすい環境づくりのために必要な経費を支援する。

対象者

県内事業所、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ・レクリエーション関係団体（民間スポーツクラブ等含む）

対象事業

働く世代（30～50代）のスポーツ機会の創出を目的とした事業で、自主的・継続的な実施を見込むもの

- ・従業員がスポーツを実施しやすい環境整備（休憩時間等を活用した職場でのスポーツ活動、定期的なスポーツ大会等のイベントの実施、運動指導に係る人材の活用等）
- ・家事に費やす時間が多い人や育児中の人でも気軽に運動やスポーツに親しめる機会の創出（託児付きスポーツ教室や親子参加型スポーツ交流会等の開催、子供向け及び成人向けスポーツ教室の同会場・同時開催等）

1日限りのイベントや2～3回限定で開催されるスポーツ教室等も対象となります。

対象経費（下限5万円）

- ・講師及び託児保育士謝金
- ・会場使用料及び賃借料
- ・イベント宣伝用チラシ作成費
- ・スポーツ用具賃借料
- ・広告費 等

補助率等（交付額は千円未満切捨て）

- ・補助率上限 1 / 2（交付額上限 30万円 / 事業者）
- 予算の範囲内で補助金を交付する。

申請事業者数及び申請額の合計により補助率を決定する。